

改正 平成15年8月27日

（目的）

第1条 この要綱は、市民で構成するグループ・団体（以下「グループ等」という。）が主催する学習会等に市の職員を講師として派遣し、担当所管の事業等についての講座を行うことにより、市民の生涯学習に対する支援と意識の向上を図るとともに、市政に対する理解を深めることを目的とする。

（対象）

第2条 出前講座の申込みができるものは、構成員の10人以上が市内に在住、在勤、在学しているグループ等とする。

（講座内容）

第3条 出前講座の内容は、別に定める。

（実施時間帯）

第4条 実施時間帯は、申込みグループ等と担当課との調整により、決定する。

（開催時間）

第5条 1講座の開催時間は、2時間以内とする。

（会場）

第6条 派遣会場は市内に限るものとし、会場の確保と使用料の負担及び講座開催の準備等は、講座の申込みグループ等が行う。

（費用）

第7条 講師料は無料とする。ただし、材料費等、講座に必要なものの実費は申込みグループ等の負担とする。

（申込方法）

第8条 出前講座を希望するグループ等の代表者は、開催しようとする日の20日前までに『「はちおうじ出前講座」講師派遣申込書』を希望する講座の担当課に提出する。

（申込の制限）

第9条 次の1つに該当する場合は、出前講座の申込をすることができない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害する恐れがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し物等が行われる恐れのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反しているとき。

（受付け後の取消し）

第10条 八王子市生涯学習推進本部は、担当課で受付けた後に、派遣する出前講座が前条の1つに該当することが判明したときは、この受付けを取消することができる。

（変更）

第11条 出前講座の申込みグループ等の代表者は、開催日時、場所その他開催内容に変更があった場合は、直ちに担当課に連絡し、その承認を受ける。

（所管）

第12条 出前講座に関する企画調整は、八王子市生涯学習推進本部が行い、受付及び職員の講師派遣等に係わる事務は、それぞれの担当課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。